

自由法曹団東京支部創立35周年

支部ニュース

団 東 京

2008年1月号 409

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

新年のご挨拶……………支部長 島田修一
支部35周年記念リレートークは「貧困と平和」をテーマに

「韓国交流の旅」のお誘い……………支部長 島田修一
若手学習会、2008年もやります。早くも第3回です。

支部35周年記念 特別報告集へのご寄稿をお願いします。

逆流を越えて……………上条貞夫

最高裁和解の成立—国民生活金融公庫貸金昇格差別事件……………小海範亮

「9条の会」全国交流集会に参加して……………志田なや子

憲法9条と太宰治～三鷹9条の会から……………神田高

『在日コリアンと裁判～中高生の戦後史理解のために』

(在日コリアン弁護士協会編)の紹介……………金竜介

斎藤健児さんを悼む……………松井繁明

12月幹事会報告

日誌

1月23日(水)午後6時より、第3回若手学習会(遺産相続について、朝日訴訟・生存権訴訟)が開催されます。多数ご参加下さい。

新年のご挨拶



支部長 島田修一

東京支部の団員および事務局の皆さん、新年おめでとうございます。
昨年の最大の出来事は何といっても自民党と国民が「激突」し、この
国の政治に大きな「変動」を作り出したことにありました。その結果、

憲法審査会を形だけに止め、自衛艦隊を撤退させる等、逆流を押し止めることができました。本当にご苦労様でした。そして今年は、その連続線として、政権交替が現実の課題となる政治決戦を迎えます。時期は洞爺湖サミット後あたりでしょうが、私は国民が再び勝利すると確信しています。

年収200万円以下1000万人突破、国民年金納付5割以下、貯蓄ゼロ世帯4分の1、若者2人に1人が非正規。実に驚くべき数字です。雇用・年金・医療・介護・教育等の全分野において格差拡大と貧困化が容赦なく襲いかかり、年間餓死が80人を超える事態まで発生しています。さらに、75歳以上の高齢者1300万人から保険証を取り上げる、生活の「最後のトリデ」である生活保護費の切り下げも狙う。飢えと貧困を世界から一掃することを謳った憲法を持つこの国の政府が取り続けている政策は、大企業に空前のぼろ儲けをもたらし、年5兆円もの軍事費は維持する一方で、自国の国民に対しては「人間らしく生きる権利」を否定する攻撃そのものです。また、この攻撃と並行して自衛隊を再びインド洋に送り出す再議決を強行しましたが、これは国民の撤退命令や米軍再編への抵抗を前に揺らぎ始めている日米軍事同盟にしがみついた勢力が、再び他国民衆の犠牲と世界の平和秩序を破壊する無法な行動に踏み出したものであり、この暴挙を断じて許すことはできません。

しかし今、構造改革と改憲軍事大国化の恐るべき実像を国民は知り、それを許さないための「国民の力」を作り出してきています。「貧困者」が隠れた存在から表に出てきたと指摘されるように、貧困ネットワークを作り、生存権裁判に立ち上がり、非正規は労働者全体と国民の課題ととらえた運動も始まる等、人間の尊厳をかけたたたかいが各分野で始まり出しました。ボロボロ、バラバラにされた人々が新たな連帯を探り出しています。また、昨年11月の憲法集会「ピースナイト9」には50以上の大学から1100人もが参加したとのことですが、明日を担う若者も動き出してきました。学校現場への管理統制強化、治安強化に対抗する運動も力強く取り組まれています。

暮らしと平和、民主主義を守る運動をどう結びつけるか。貧困化政策は「戦争する国」の土台づくりでもありますが、9条と人権そして社会権を結合させた総合的な憲法運動の前進は、政治決戦に勝利する大きな幹となるのではないのでしょうか。2月22日の東京支部総会と35周年シンポでそのための意思統一を図りたいと思いますので、皆さんの多数のご参加をお願いします。9条世界会議（5月4、5日、幕張メッセ）も成功させていきたいと思います。歴史的な激動は今年も続きますが、平和で人間らしく生きられる社会を実現する、この確信と決意のもと今年もがんばりましょう。



支部35周年記念リレートークは「貧困と平和」をテーマに 堤未果氏、伊藤真氏、伊藤和巳氏、児玉洋介氏 に決定！

支部35周年記念行事の概要が決まりました。日程を確保しご参加下さい。

日時 2008年2月22日(金) 会場：如水会館(地下鉄神保町駅・竹橋駅下車)

- 1, 午後1時00分～2時30分 支部総会
- 2, 午後3時00分～6時00分 リレートーク
- 3, 午後6時30分～8時00分 レセプション

1, 第36回東京支部総会 如水会館 松風の間

今回は宿泊はありません。

2, リレートーク 如水会館 松風の間

「貧困と平和」をテーマに各界でご活躍の方々からお話していただきます。

<講師> リレートークの順序は現在検討中です。

堤 未果氏 「貧困大国 アメリカ」(仮題)

<プロフィール> 米国野村證券勤務中に9・11に遭遇。現在、執筆、講演活動で活躍。「報道が教えてくれないアメリカ弱者革命」(海鳴社)で、日本ジャーナリスト会議黒田清新人賞受賞。「貧困大国アメリカ」(岩波新書)を刊行予定。

伊藤 真氏 「貧困と憲法」(仮題)

<プロフィール> 1984年弁護士登録 1995年 憲法を実現する法曹養成のため「伊藤真の司法試験塾」を開講。憲法の理念を広める講演活動を全国で行っている。

伊藤和巳氏 「ワーキングプア」(仮題)

<プロフィール> 前首都圏青年ユニオン委員長として青年の労働問題に取り組む。現在は、東京公務公共一般労働組合書記長。

児玉洋介氏 「東京の教育 石原都知事の教育の今」(仮題)

<プロフィール> 31年間、足立区・荒川区で中学校教師として社会科を教える。都教組教文部長、同副委員長などを歴任。現在は専従役員で書記次長。

3, レセプション 如水会館 富士の間

立食パーティーです。

35周年を祝い、思い出と未来を語り合いましょう！

参加費 団員 1万円
事務局 3000円

東京都千代田区一ツ橋2-1-1 03-3261-1101(代)

地下鉄神保町駅から徒歩3分、竹橋駅から徒歩4分



- * ポスターを作りました。ぜひ各事務所ではり出してください。
- * 参加申込書を同封しています。第1次集約が1月31日(木)です。FAXでご連絡下さい。
- * 事務局のみなさまのご参加をお待ちしております。
- * 修習生、ロースクール生のご参加も歓迎します。

「韓国交流の旅」のお誘い

支部長 島田修一

東京支部の団員および事務局の皆さん。来る2月22日に東京支部は定期総会を開き、併せて創立35周年を記念したシンポジウム「貧困と平和」を予定していることはご承知のことだと思えます。今日の「貧困と格差」の実態と原因を探るとともに、「9条改悪」の攻撃との関連を捉え、これからの憲法運動について広範な国民戦線を作り上げていきたいと思えます。

そして、そこでの議論を踏まえて韓国はソウルに渡り、「民主社会のための弁護士の会」(民弁)と同じテーマで意見交換する準備を進めています。韓国はこの5年間で非正規労働者が全労働者人口の過半数である820万人に増大し、新しい大統領が誕生した背景に貧困問題があると指摘されています。東京支部は4年前に民弁との間で「平和」の問題で交流しましたが、今度は「貧困」を結びつけて交流する予定です。

今回は日本国際法律家協会との共同企画で、別紙折込の旅程を組みましたので、皆さんのご参加を期待いたします。若手の皆さんに多数ご参加いただければ最高です。

記

日程 3月3日(月)～5日(水) 費用 7万8000円

若手学習会、2008年もやります。 早くも第3回です。

第3回の日程・テーマ

第3回はニュース表紙にありますように次の予定です。新60期の方、歓迎です。

1月23日(水) 午後6時～8時 場所・団本部

第1部 遺産相続 赤沼康弘団員

第2部 朝日訴訟・生存権訴訟 四位直毅団員

午後8時30分から懇親会を行います。新60期歓迎会、そして2008年新年会を

兼ねますので、若手新人の方だけでなくベテランの方もご参加下さい。午後 8 時に団本部にお越し下されば、みなで会場に移動します。

第 4 回の日程・テーマ

第 4 回は建築紛争です。

3月24日(月)午後6時～8時 場所・団本部

建築紛争

榎本武光団員

建築紛争事件は証拠収集や調査方法などで特別な配慮が必要となり、裁判でも専門委員が関与するなど通常の民事事件と手続が異なることが多くあります。そのような点についてマニュアル本で得られないノウハウのわかりやすい解説をいただきます。

これからの日程(予定)

今後の予定です。テーマはおってご連絡します。まずは手帳にご記入下さい。時間はいずれも午後6時～8時、場所は団本部を予定しています。

3月24日(月) 5月30日(金) 7月24日(木) 9月25日(木)

11月28日(金) 2009年1月21日(水)

多くみなさまのご参加をお待ちしています。

支部 35 周年記念 特別報告集へのご寄稿をお願いします。

例年支部総会では特別報告集を出していますが、今年は 35 周年という節目の特別報告になります。そこで昨年以上に多くのみなさまに執筆のお願いをしています。ぜひ原稿をお寄せ下さい。

さまざまな切り口、語り口をお待ちしています。たとえば「私の報告」のスタイルでお書きいただいても結構です。途中から事件に加わった場合、最初のことにはリアルタイムでは経験していません。そうした場合など、「私」の報告としてお書きいただくこともあるでしょう。

また事件以外の報告(法案、運動関係など)でも「私」の見解を歓迎します。

さらに 35 周年記念ですから、昨年 1 年の活動に限定しません。数年前に終結した事件でも支部に報告されていない事件、支部ニュースに途中経過が掲載されたがその後の報告がまだの事件などもお寄せ下さい。時間がたって見直してみると新しい面が見えてくることもあると思います。

さらにさらに、事件や運動に限定せず、自由にテーマを設定してお書き下さい。

字数は自由、短くても長くても可。しめきりは 1 月末日。まだまだ間に合います。

逆流を越えて

上 条 貞 夫 東京法律事務所

賃金・昇格差別に対する数ある争議の中で、地裁、高裁と連続敗訴を重ねながら、最高裁の職権和解を通じて基本要件を達成したのは、国民金融公庫事件が初めてであろう。1986年9月の東京都労委提訴から、その全面救済命令が覆された東京地裁、高裁判決をふまえて、2007年9月25日の最高裁・和解協定まで21年。この間、最初から弁護団に加わって、いま率直に思うポイントを、ここに報告したい。

1 判例法理の本流と逆流

差別事件の証拠法則

組合活動差別事件でも思想差別事件でも、使用者側は本人の勤務成績が他より劣ると言いながら、比較対象者の成績資料は証拠に出さない。差別査定か否かの決定的な基準は、勤務成績を問題にするなら同僚のそれとの比較が一番客観的な筈なのに、この種事件で使用者側は、この対比する資料を一切、証拠に提出しないのが、どの事件にも共通する特徴であった。

そこで、審理の公正をはかるために、差別意思による低査定の因果関係を判断する証拠法則が、判例法理として形成された。該当者個々人の査定差別を論ずることなく、その集団のほぼ全員が極端に低査定されている結果から、他の集団とこれを集団的に比較観察することを通じて不合理な（不当労働行為）差別を認定する、という判断基準明示した紅屋商事事件・最高裁判決（昭 61.1.24）。原告らの賃金関係の処遇格差を平均的処遇と比較し、その著しい格差をリアルに捉え、これに使用者側の反共労務政策と、考課査定における原告らの消極的事由が著しい格差を正当化するに十分な理由でないことから、思想信条を理由とする違法な差別と認定した一連の東電、中電事件判決（前橋地裁平 5.8.24。甲府地裁平 5.12.22。長野地裁平 6.3.31。千葉地裁平 6.5.23。横浜地裁平 6.11.15。名古屋地裁平 8.3.13）。

いずれも、該当者個々人の勤務成績を差別の有無の判断の決め手とせず、該当者の集団としての低評価を従来の労使関係の推移の中に分析して差別を突き止める手法を用いた（そこから「大量観察」方式と通称されている）。対比されるべき考課資料が使用者側から提出されない中で該当者の上司の言う成績評価の当否だけを論じても、著しい格差の真相究明には程遠く、現実に原告側にだけ大変な立証の負担を負わせることになって不公平この上もないからである。

この点たとえば上記甲府地裁判決は、原則として原告らが標準者以上の職務能力、業務実績を挙げていたことを立証しなければならないが、しかし事情によっては「原告の立証の負担の移転」があり得る、とりわけ差別意思の程度、格差の程度などによって差別意思による格差を推認でき、その場合被告は、原告らの勤務が標準者より並外れて劣悪であったことを立証しない限りその推認を免れない、とした。

また上記名古屋地裁判決も、原告ら査定の最下限者が集団として集中している状況

を捉え、査定の中位者を標準者とみて、被告の反共労務政策と賃金格差などから、「大量観察的に」反共賃金差別行為の存在を推定し得るとし、「とりわけ考課・査定に関する事項は秘密とされ・・・予め原告ら各自において被告による思想・信条による差別と賃金格差との間の因果関係について逐一主張・立証する必要があるとすることは、原告らと被告間の雇用関係の実態に照らして公平を失する」とした。

以上のように、従来判例は、該当者の個々人について他より勤務成績が優れていたかどうかを判断の中心には決して置かなかった。大量観察的に、差別意思、格差の程度などから差別意思による格差を推認する認定判断の手法が、公平の観点から、判例法理の基調となっていた。19名の不当労働行為差別を争った国民金融公庫事件の東京都労委の全面的な救済命令(平7.5.19)も、この判例法理からすれば当然のことであった。

突然の逆流

ところが、公庫がこの救済命令の取消しを求めた行政訴訟で東京地裁は、19名中16名について救済を取消した(平12.2.2)。続く東京高裁は、残る3名についても救済を取消した(平16.11.17)。

特徴的なことは、両判決とも、公庫が19名の組合活動を一貫して強く嫌悪していた事実は明確に認定しながら、これに対する不当労働行為差別は認められないとしたことで、その理由として東京地裁は、公庫の人事考課制度は仔細に整備されているから、当該者の能力、勤務成績が他より劣らなかったことを原告が立証しなければ低査定は正当な考課と認められる、とした。確立された判例法理を公然と否定する、突然の逆流の出現であった。

しかしこれは誰が見ても非常に無理があった。当該者の組合活動に対する公庫の強度な嫌悪(不当労働行為意思)を認定しながら、それと考課査定とは無関係だ、立派な考課制度による低査定なのだから正当な考課だ、とする身勝手な言い分。対比されるべき同僚の勤務成績に関する資料が証拠に出されない中で、他と比べて劣らないことをおまえの方で証明しろ、という無理難題。

こんな論法がまかり通るなら、違法不当な差別を争う裁判は実際問題として全て敗訴となる。こちらの怒りは社会的に大きな反撃の運動を巻き起こした。

特に、地裁判決が神棚に祭り上げた公庫の人事考課制度に対して、高裁段階で明治大学経営学部教授、経済学博士の遠藤公嗣先生が、こんな制度は1930年代のアメリカで流行した、使用者の恣意を野放しにする不公正極まる制度で、すでにアメリカでは、こういう制度は判例でも実務でも全く否定されていること、こういう歴史的にも検証済みの不公正極まる考課制度を今更、日本で高く評価するのは背理であることを、全面的に分析解明された鑑定意見書を書いて下さったことは、われわれの運動に限りない力と確信を与えるものとなった。(ミネルヴァ書房1999年刊・遠藤公嗣著『日本の人事査定』には、画期的な遠藤理論が全面的に展開されている。この分野に全く不案内だった私も、この著作から学ぶところが実に大きかった。同書は、高裁段階で他の多くの差別争議の理論的指針として一挙に広まった)。

東京高裁判決は、証拠に提出された遠藤鑑定意見書を無視した。一言も触れることが

なかった。つまり、肝心のところの判断を回避したのである。だから、逆流判決では敗訴したけれども、遠藤教授の貴重な意見書は、大津波に襲われた惨事の中、海辺の断崖絶壁に屹立する灯台のように残った。この遠藤理論は、司法の逆流を越えて今後もエネルギーを発揮する。

2 最高裁和解の意義

要求の質の深さ

国民金融公庫（現・国民生活金融公庫）は、政府 100 % 出資の、小企業への直接融資を中心とする政府関係特殊法人として 1949 年に設立された（2008 年 10 月に、他の公庫、銀行と統合される）。その職員 3,200 名で組織された国民金融公庫労組は、労働条件の向上とともに公庫業務の民主的改革を、基本要件に掲げて活発な組合活動を続けていた。これに対して公庫は、1970 年代後半から全面的な組織介入によって労組の変質を図り、労組本来の基本要件を貫いて活動する組合員に対する差別を強行した。ここに 1984 年 7 月、70 年代の労組執行部経験者を中心に「職場から不当差別をなくし、国民公庫を発展させる会」（略称・国金発展会）を結成し、公庫総裁に差別是正と公庫業務の改善を申入れ、1986 年 9 月、19 名が東京都労委に賃金昇格差別の不当労働行為を提訴した（労組は公庫派に乗っ取られていたため、組合員の個人提訴。91 年に申立外組合員 4 名が総裁に対する差別是正申立に加わる）。

その要求の基調が、労働条件向上だけでなく、それと並んで、公庫を「日本経済を支えている小規模企業のために役立つ政府系金融機関にせよ」という、公庫本来の設立趣旨を貫くことを明確に掲げた要求であったことが、公庫の組織攻撃と差別の原因となった。しかし、都労委提訴以来、この二つの要求を結合して運動を進める国金発展会は、実に多くの労働者、労働組合、争議団の支持を集め、都労委勝訴をバネに、地裁、高裁の連続敗訴を逆バネにして、長期の不撓不屈の労働運動を持続することが出来た。その要求の正しさ、質の深さが、逆流に抵抗する広範な労働運動の組織をつくり上げたのだと思う。国金発展会が「天下り人事」批判の先頭に立ったことも、世論を味方につける大きな力となった。

総力戦

（ ）まず、当事者たちの創意あふれる取り組みの骨子を紹介する。

東京争議団共闘会議は、最高裁に対する宣伝、要請の共同行動を決定。国金発展会が総括責任者、最高裁への連絡窓口となる。2005 年 5 月から、毎月宣伝、隔月要請を「首切り事由を許さない実行委員会」のメンバーと共同で実施。常時 30 ~ 40 名の参加者が最高裁西門の通路をはさみ、ビラと声の出る宣伝。発展会は一度も欠かさず参加した。一方、国民救援会中央本部主催の隔月の宣伝、要請にもすべて参加し、争議支援総行動、司法総行動でも最高裁要請。この間、2004 年 12 月から 2007 年 8 月まで 2 年 9 か月にわたり、最高裁に対する要請は 35 回、宣伝の実施 48 回。最高裁に対する労組・民主団体の団体署名を 2006 年 8 月から半年で 5,699 通提出。

要請書は、上告（受理）理由書の内容から離れることなくワンポイントで分かり易い内容を心がけた（作成は常に数人で分担し、互いに点検）。ビラには、特に、地裁、高

裁でも認定された事実と、その事実と常識では繋がらない結論との矛盾を、さまざまな視点から繰り返し訴えた。ビラの配布枚数は、毎回 500 枚。

あわせて、公庫に対して継続的宣伝と要請（机上配布。門前配布。全国行動。郵送）。さらに、財務省前宣伝と要請。国会議員を通じて総裁要請と国会での追及。国際人権活動を重視。公庫の統合問題（2008 年 10 月）を重視した取り組み。

この中で、最高裁の職権による和解手続が開始された。

（ ）和解成立の契機は、様々な要因が絡むことで一口にこれだとは言えない。

ただ確実に言えることは、要求の質の深さとその要求を守る運動の広がりが決定的だったこと、誰が見ても非常識なダブル敗訴判決が運動の逆バネとなったこと、それと、全国に点在する当事者たちの全員が一人も欠けることなく最後の最後まで粘り抜いたこと。身近なところでは、その的確な情勢分析に基づいて和解手続の全てを一手に引き受けた、主任弁護士の松井繁明団員（現・団長）の力量に負うところが実に大きかった。

和解内容と同種他事件との関連

（ ）「今後とも在職する上告兼申立補助参加人らを含む職員の正当な組合活動を理由とする差別的取扱いを行わず、人事考課及び人事管理を公平、公正に運用することを確認する」

この文言が、最高裁の場で公庫の約束として和解調書第 3 項に明記された。最高裁段階の当初、最高裁判決を見るまでは話合いに一切応じない、としていた公庫が、最高裁の職権和解手続に応じてここまで約束した。それも解決金の支払とセットに。解決金の金額は要求額に及ばないが、公庫が公表を憚るためこちら公表しない約束をした程（和解調書第 6 項）、したたかな手ごたえのある金額であった。トータルで見れば、まぎれもない勝利和解である。

（ ）この到達点は、前後の他の同種事件との関連で大切な意味を持つ。

かつて全税関横浜支部事件・横浜地裁判決（平 4.12.24）は、当局の一貫した反組合的意図を明確に認定しながら一転して昇任、昇給差別の救済を拒否した。その論理は、原告らの職場活動をことごとく「庁舎管理規則」違反とし全税関横浜支部を暴力集団のように描き出すことを決め手にしていた。

この判決は、東京高裁で取消された（平 11.2.24）。高裁判決は、支部組合員の「全体的、集団的な処遇の格差」を判断の中心に置き、処遇の差別意思、脱退干渉等の支配介入を認め、全税関横浜支部に対する国家賠償法による慰謝料支払を国に命じた（後に最高裁で確定。平 13.10.25）。

この高裁判決の後、スズキ思想差別事件で静岡地裁浜松支部は、著しい集団的格差に焦点を定めた前掲・電力各社思想差別事件の判例法理を踏まえて、原告 7 名中 6 名の賃金差別を救済した（平 13.10.5）。

ところが、スズキ事件・地裁判決の少し前、国民金融公庫事件で東京地裁判決（平 12.2.2）は、本人の組合活動に対する公庫の強度な嫌悪の意思を明確に認定しながら、それと人事考課とを全く切離し、なによりも、個々の本人の勤務成績が他よりも劣らなかったことを立証せよと、そこに判断の焦点を絞って東京都労委命令を取消し（19 名

中 16 名) 後に東京高裁もこれに同調した(平 16.11.17。全部、救済取消)。

この論法が、スズキ思想差別事件の東京高裁判決(平 18.12.7)に連動した。判決は、個々の原告が単に与えられた業務をこなしていたというだけでは足りず、その業績、能力、勤務態度等が他の従業員(考課査定が同等の者)より優越していることが立証されるかどうか、なによりも、この点を違法差別の判断の中心に置いた。国金事件・逆流判決の再来であった。

しかし、その国金事件・逆流判決は、最高裁では通用しなかった。最高裁の場で、救済ゼロの東京高裁判決を乗り越える裁判上の和解が成立したのである。

この実績は、目下最高裁で係争中のスズキ思想差別事件のたたかいに、必ず生かされる筈だと思う。

(弁護団構成は、最初から松井繁明、宮原哲朗、上条貞夫。都労委段階まで永盛敦郎。東京高裁段階から八坂玄功、小海範亮が参加)

最高裁和解の成立 — 国民生活金融公庫賃金昇格差別事件

こ かい の り あ き
小 海 範 亮 マザーシップ法律事務所

2007年9月25日、最高裁判所第一小法廷和解室にて、画期的な和解が成立した。労働争議事件にて高裁で全員が敗訴し、しかもその相手が国の関連機関(政府系金融)でありながら、最高裁での和解が実現したのである。非公開条項があるために具体的な金額を明らかにできないのがもどかしいが、公庫が一定の和解金を補助参加人(都労委申立人)らに支払い、「今後とも在職する上告兼申立補助参加人らを含む職員の正当な組合活動を理由とする差別的取扱いを行わず、人事考課及び人事管理を公平、公正に運用することを確認する」との内容である。これにより、補助参加人らの21年の長期にわたるたたかいは幕を閉じた。

私は52期であるが、弁護士登録をした2000年4月は、ちょうどこの争議が高裁審理を迎えるときであった。1986年、公庫の職員19名が都労委に不当労働行為の救済を申し立てた。彼らは「職場から不当差別をなくし、国民公庫を発展させる会」(発展会)のメンバーであり、人事部の御用組合と化した労働組合とは別に、政策金融としての公庫のあるべき姿を提言し、職場の労働者の権利保全を行ってきた。これに対し、公庫側は賃金昇格差別をもって対抗したため、やむなく都労委への申立に至ったものである。1995年、都労委によって19名全員に対する救済命令がなされたものの、これを不服とする公庫が命令取消を求める行政訴訟を東京地裁に起こし(そのため、被告は都労委であり、都労委申立人は補助参加の形で訴訟に加わる)、2000年2月、1

9名のうち16名については命令を取り消すとの地裁の不当な判断がなされたところであった。

まだ何も分からない新人の時期に2000頁以上の地裁判決を渡され、昭和60年代の記録を精査し、自分の親よりも年上の当事者を相手に議論を重ね、時には泊まり込みで陳述書を作成し、大法廷での尋問を行うなど、要した時間は大変なものであったが、自分にとってかけがえのない貴重な経験となった。当事者とともに裁判を行う一体感にやりがいを感じた。

しかし、地裁同様、高裁においても和解勧告がなされたものの結局公庫が拒否し、2003年7月に結審、2004年11月の判決は19名全員の命令取消を認める内容で、地裁判決よりもさらに後退するものとなる。公庫の補助参加人らの組合活動に対する強い嫌悪感を明確に認定し、各人それぞれが同期中最下位という格差の存在も認識しながら、不当労働行為の成立を推認せず恣意的な運用はなかったとする、一般人の常識とはかけ離れた判断である。また、その理由として判決は公庫の人事考課制度が制度的に公正性・客観性が担保されたものであることを挙げるが、公庫の人事考課制度は評価者の主観に左右されやすい前近代的な制度にすぎない。さらに、補助参加人において、同期同学歴の昇格者と比較して能力、勤務成績等において劣らないことなど、立証不能な命題を労働者側に負わせるという全くもって納得のいかない内容であった。そして、地裁以上に高裁の判決は当事者に重くのしかかり、私も今後どうなるのか不安に感じた。

ただしここにおいて、すでに都労委申立より18年となり、次々と定年退職を迎えながらも、19名が一人も欠けることなく上告を行う結束を保てたことが、全面解決の大きな原動力になったと感じる。そして、地裁段階においても高裁段階においても和解を拒否した公庫が、2006年11月の最高裁の和解勧告後に具体的な協議に応じるようになったのは、補助参加人らの地道な強い意思があったからこそであると考えられる。すなわち、支援共闘会議にて運動の方針を固め、公庫前や最高裁前で継続的にビラ配布や宣伝活動を行い、また補助参加人が全国に点在しているという難点を逆手に全国各地・様々な運動にそれぞれが関与する中で理解を広め、さらに国会議員や財務省、公庫本体への働きかけをも試みるなど大変に精力的であった。政府系金融機関の統合の動きなど時宜を得た情勢も後押ししたと思うが、私は補助参加人らの「あきらめない」という熱意に心を打たれた。

民間企業ではなく財務省の決裁が必要であるという本件事件の特殊性が最後の最後まで交渉を難航させたが、最終的には補助参加人ら全員が意思統一を行い、その結果前述のような画期的な最高裁における和解となった。苦しい裁判であったからこそその充実感とともに、補助参加人の方たちの確信と行動と行き方が間違っていなかったということが大変に嬉しく感じる。後に続く他の様々な事件においても、この争議事件が先例として解決の糸口となることを期待している。

「9条の会」全国交流集会に参加して

志田 な や 子 まちだ・さがみ総合法律事務所

〔はじめに〕

支部事務局長の大崎さんから、2007年11月24日に行われた「9条の会」の第2回全国交流会について原稿を依頼された。多分、私が「女性9条の会」の世話人として分散会の報告をしていたからだろうと思う。私は分散会から参加していたので、分散会を中心に紹介し、今、憲法運動について感じていることを述べる。

〔分散会について〕

私は第3分散会の司会を担当したので、特徴的な発言を紹介したい。

映画人九条の会では、自分たちの仕事を生かして憲法についての映画をつくって普及するという取り組みをすすめ、映画『日本の青空』をつくった。これから、山田洋次監督・吉永小百合さん主演の「母べえ」が上映されると発言された。

出色の取り組みは、「宗教者の九条の輪」で、創価学会の方も呼びかけ人に加わって、共同の輪を広げていると発言された。「大阪宗教者九条の会」の80歳の牧師さん（神父さん？）は、教会に集まる若い人に、話だけではわかってもらえないので、スライド、映画、パワーポイントを使って見てもらっていると話された。80歳の方がパワーポイントをつかっていると聞いて、50代後半の私はちょっとショックを受けた。そして、最後に本当に大きな声で、小田実さんの話を紹介しながら、改憲反対運動のなかで、いまだに社民党系と共産党系が対立をくりひろげているが、こんなことではいけないと強調された。

高齢の方が何とか若者にわかってもらおうと、全国各地で涙ぐましい努力をかたむけている。札幌市の年輪九条の会では、若者に戦争経験を語るということで、映画やビデオ、スライドを利用してこういう取り組みを進めている。若い人向けに「ブログをやっています」という発言もあった。

とにかく何が何でも改憲を阻止しようという高齢者の方の熱意に打たれた。

〔憲法運動について〕

ここで素直に良かった良かったと言って終りにすればよいのだが、そう言わないところが私の悪いところである。

全体会での澤地久枝さんの発言。小田実さんが「小さな人間が変わらなければ世の中は変わらない。しっかりしいや」と言っていたとのこと。私も本当にそう思う。全国交流集会終了後おこなわれた「女たちの全国交流集会」（「女性9条の会」主催）で、足立区の「江北9条の会」の方が、「居酒屋で全国のバッジを並べて売り、署名に歩いています。憲法などわからないという人が多く『間に合ってます』などと断られ、ショックを受けました。1日20人とれたらいいほうで5人の日もあります。状況は厳しい。憲法というとわかんないという人に『戦争はいやですね』と語りかけて話し合います」と話されていた。

小沢一郎民主党党首が朝日新聞のインタビューで、国民は安全保障に関心がないので、政府・議員など政治家が「責任」をもって決めるべきだと述べていたが、真理の一面をついている(ただし、真理のもう一面は政府が「無責任」に決めた戦争で生活も生命までも破滅させられるところにある)。

現時点で、改憲反対運動はこの国の支配者に戦争と改憲をあきらめさせるにはいたっていない。その点で気になったのは、2007年12月12日のテロ特措法反対集会の集まりが少なかったことである。そして、そういえば、このごろ「軍事費をけずって福祉にまわせ」というスローガンを聞かないなあ気がついた。しかし、北朝鮮問題やアフガニスタン・イラク戦争を利用したズブズブの軍事利権・腐敗が明らかになっている今こそ、このスローガンが生きてくるのではないか。テロ特措法による給油補給のお値段はいくら。3兆円市場の軍事利権にむらがる山田洋行など大企業。水増し請求。とてつもなく高価な兵器。他方、社会福祉はけずられ続けている。

「9条の会」の運動はすばらしいと私も思う。ただそれだけでなく、現在の起こっている出来事と切り結んで、労組や市民団体が自らの生活要求とむすびつけた改憲反対運動をねばり強くくりひろげる必要があるのではないか。そんなことを感じている。

以上

憲法9条と太宰治～三鷹9条の会から

神田高みたか法律事務所

昨年11月の“三鷹9条の会・3周年の集い”のあとの2次会で、私と同世代の小森陽一さんと酒を呑みながら、「今度は“9条と太宰治”をやろう」と盛りあがった。三鷹と太宰が縁の深いことは言うまでもないが、太宰の作品である「Phosphorescence」という花の名を冠した喫茶店が市立図書館近くにあるのに気づいて、改めてその縁の深さを思っていた。

ユンカーマン監督の映画『日本国憲法』には、アメリカのジャーナリストのジョン・ダワーが語り手として登場していて、外国人からみた日本国憲法の意義がこれまでにない視点で取り上げられていて大変興味深く思ったが、そのジョン・ダワーの『敗北を抱きしめて』(ピューリッツァー賞)は、日本国憲法の出自について、上からの民主化だけでなく、「敗戦」を経た、日本の民衆の平和への希求、“民主主義的”意識の飛躍、活性化に源を求めている点が大変ユニークであった。

さらに、ダワーは大衆の意識に衝撃を与えたものとして、パンパン、闇市とともに「カストリ文化」をあげ、その担い手としての「無頼派」のリーダーとして太宰治に注目している。写真家の林忠彦が銀座のバーで撮った、高椅子で胡座をかいている太宰の有名な写真は象徴的だが、私は『走れメロス』にも純粹さに惹かれるところはあったが大して感動しなかったし、“女ったらし”の色男で玉川上水に入水した作家にほとんど興

味はなかった。

しかし、『斜陽』を読むと、これが代表作とされたのは、“女ったらし”だからこそ書けた“おんな口調”を当時の“民主化”で最も解放された女性の生き様を伝える絶好の表現として太宰がものにしてきたことにもあると感じられた。『斜陽』の登場人物は太宰の分身をちりばめた配置になっているようだが、めそめそせず、最も“男性的”で時代に対抗して明瞭に自己の意思を語っているのは、姉のかず子であり、この作品を「革命的」にしているのは、かず子の独白である。文学的評価は別として、太宰の作品は、「愛と革命」を論じて、敗戦当時の民衆の意識を大いにかきたてたとダワーは評価している。

この太宰の評価を支えているのは、ダワーの「敗北と占領の時期」について、「この時代がもっていた活力と、日本の戦後意識の形成において日本人自身が果たした役割の創造性」への積極的評価である。ダワーは今日までの「平和と民主主義」にとって、「敗戦というみずからの経験から、日本人自身が何を作り上げたか」が大切だという。そして、敗戦後の「悲しみと苦しみのただ中にありながら、なんと多くの日本人が“平和”と“民主主義”の理想を真剣に考えていたことか!」と評価を惜しまない。

ダワーは著書の末尾で、「憲法改正」が現実日程にのぼる可能性はあっても、その場合でも「憲法問題が現代日本における民衆の政治意識をうかがう恰好の材料」であることに変わりはないという。「再軍備」が問題となる度に、「戦争と平和という基本線へと必ず議論が戻っていった」が、これは他の国では考えられないことであった。敗戦後の「非軍国主義および民主主義化」という理想は、半世紀以上にわたり民衆の政治意識の中に生き続けてきたとダワーは述べている。

今、沖縄、首都圏を中心に、「米軍再編」の名の下で、基地の拡大強化、自衛隊の外征軍化の既成事実づくりが強行されようとし、他方、自衛隊のアフガン・イラク派兵には根強い国民的抵抗が続いている。この国民的意識は、ダワーが言うように、たとえ改憲政党による「(似非) 二大政党」制が進もうとも、日本の基本進路そのものにかかわる大きな政治的矛盾を拡大せずにはおかないと確信している。

『在日コリアンと裁判～中高生の戦後史理解のために』(在日コリアン弁護士協会編)の紹介

金 竜 介 台東協同法律事務所

1 まずは事実を知ってもらいたい

『嫌韓流』山野車輪(晋遊舎)という漫画をご存知でしょうか。本屋でも平積みになっていて、昨年『嫌韓流3』も出ましたので相当売れているようです。

『嫌韓流3』の表紙では主人公たちが「偽りの『強制連行』で日本人を欺き、『差別』のレッテル貼り、脅迫行為、暴力的な集団抗議で言論を封殺、理不尽な『在日特権』を要求、悪辣な反日活動を行ってきた!!」「在日韓国・朝鮮人こそ日本人に謝罪しなければならないんだ!!」と言っています（ちなみに前者の発言は在日韓国人四世の若者にいわせています）。在日朝鮮人（＝在日コリアン、在日韓国・朝鮮人）の実態を知っている者にとっては、「在日特権って何？」って感じなんですけれど（在日は通名で銀行口座が作れるから脱税がラクだとか・・・税務署はそんなに甘くないし。）

とにかくこの漫画は、“考え方の違い”とか“歴史の評価の相違”などというものはなく、前提となる事実がまったくのたらめなのですからあきれます。しかし、こういう本でも売れるのをみていると事実そのものが正しく知られていないのだなあつくづく思います。

2 今でも続いているのです

在日朝鮮人を巡る状況は、以前と比べるとだいぶ改善されてはいます。就職や結婚などの差別も以前と比べれば減ってはいるでしょう。しかし、多くの日本人が気がつかない（というか意識しない）ところで、依然として差別は続いています（アパート・マンションの入居を断られるという話をすると「今どきそんなことがあるんですか」と驚いてはくれますが・・・）

最近、よく聞かれるのが、「昔と違って、最近ではみんな本名（民族名）を名乗っているでしょ。」ということば。とんでもない！本名を日常生活で名乗っている人はほんの一部に過ぎません。通名（日本名）を職場や地域で使用し、在日朝鮮人であることを隠して生活している人がほとんどなんですから。

あるいは、こんなのはどうでしょうか。

飲食店や銭湯に「外国人お断り」という貼り紙があったらどう思いますか。東京支部ニュースをお読みの方はおそらく不快に思うでしょうし、そんなところには二度と行かないという方、店長や経営者に抗議するという方もいるでしょう。

それでは、ゴルフ場に「外国人お断り」という貼り紙があったらどうしますか。それほどひどくなくても、外国人はそのゴルフ倶楽部の会員になれないとしたらどう思いますか。それでもそのゴルフ場でゴルフを楽しめますか？

Yahoo!でも Google でもいいから「ゴルフ会員権」と「日本国籍」で検索してみてください。入会条件に日本国籍を要求するゴルフ倶楽部は全然珍しくありません（ゴルフ倶楽部の会員の方はお持ちの会員規約を一度ご覧になってみてください）。

なかには、

「クラブの名誉や信用を傷つけることなく秩序を保てる方」

「暴力団の構成員、またはその関係者でない方」

「日本国籍を有する方」

と条件を並列するクラブもあります（「女性入会：可、外国籍入会：不可」なんてのもあるなあ。でも女性の方、こんなの嬉しくないですよ。）

しかし、こんなの気にも留めないでプレーしている人も皆さんの中には案外いるかもしれませんよね（ひょっとしたら「会員になれなくてもビジターとしてプレーできるんだったらいいんじゃないの」というかもしれませんけれど）。

ゴルフジャーナリストの金田武明さんは、「もちろん好きな仲間の集まりである私的団体では、どんな会員を集めようと自由ですが、果たして日本に私的団体と呼べるようなクラブがどれだけあるのでしょうか。ほとんどのゴルフ場は会員制を謳いながらビジター制限はほとんどなく、むしろビジター収入に頼っているのが現状。仮に厳格なプライベートクラブであっても、諮問委員会で、この人はメンバーに相応しいかどうかイエスかノーかだけ判断すればいい。入会条件に国籍を問うなど、欧米のクラブでは考えられないこと。それだけ日本の公民権意識が低いことの証明といえるでしょう」と語っています（週刊ゴルフダイジェスト 2002年8月20・27日号）。

3 読んでください！『在日コリアンと裁判』

在日朝鮮人の歴史と現状を多くの人に知ってもらいたいと思い、16人の在日朝鮮人の弁護士が集まって本を書きました。在日コリアン弁護士協会編『在日コリアンと裁判 - 中高生の戦後史理解のために』（現代人文社）です。

第一章では、「在日コリアンの『生い立ち』」として、なぜ多くの在日朝鮮人が日本に住むようになったのか、そして、法的地位がどのように変遷してきたのかを解説し、第二章で裁判となった事例を中心にして、刑事事件、戦後補償、日常生活における差別、法律によって引き起こされる差別などの各論、第三章「残された課題」では、国籍、参政権などについて論じます。

これまでも在日朝鮮人のことを書いた本はいろいろ出ていますが、裁判を中心にして、在日朝鮮人の弁護士が多数で書いた本はこれが初めてです。

寸又峽事件、小松川事件、日立就職差別裁判、指紋押捺拒否闘争、東京都管理職裁判、司法修習生採用問題、無年金訴訟、高槻マイノリティ教育権訴訟、ウトロ地区立退き請求事件、調停委員・司法委員就任拒否、地方参政権訴訟、日本国籍確認訴訟、入居差別訴訟……。この国で在日朝鮮人がどのように虐げられ、どのような闘いをしてきたのか、そして、今でも続く問題とは何か、多くの人に関心をもってくれればとの思いで書きました。ぜひお読みください。

1 『嫌韓流』については、『マンガ嫌韓流』のここがデタラメ」朴一・太田修ほか（コモンズ）が詳細な批判を行なっている。

2 日本国籍をゴルフ倶楽部の入会条件とすることが違法となるかについては本書の拙稿「ゴルフ会員権 - 会員は日本人に限る!？」で判例を紹介している。

齋藤健児さんを悼む

松 井 繁 明 都民中央法律事務所

早い、早過ぎる、というのが私の思いだった。

昨年12月16日に亡くなった齋藤健児さん(団員)の享年のことだ。闘病のことはパートナーの小笠原彩子さん(団員)から聞いていたので、死去そのものには驚かなかったが、その若さと彼の無念が思いやられて、胸が痛んだ。

私が齋藤さんを知ったのは、1976年、彼が28期の新人弁護士として、当時私が所属していた小島(現、東京)法律事務所に入所してきたときのことだ。同期の牛久保秀樹さん、小木和男さん(いずれも団員)らが強い個性を発揮するなかで齋藤さんは、どちらかといえば地味で穏やかな性格の持主のようにみえた。

私はしかし、78年には同事務所を退所し、都民中央法律事務所の創立に参加した。そのままであれば、私にとって齋藤さんは、名前と顔が一致する弁護士、にとどまっただろう。

ところが80年7月に故宮本顕治(当時、日本共産党委員長)宅盗聴事件が発覚した。宮本氏側の弁護団が編成された。上田誠吉、坂本修、菊池紘、藤井篤、それに齋藤さんと私というメンバーだった。

この事件は、1,2審とも宮本氏側が勝訴し、上告した故北条浩氏(生前、創価学会会長)の遺族もすぐに上告を取下げた。そのため、比較的容易な事件だったように受取られがちだが、実情はそうではなかった。ほかの被告はともかく、北条氏の関与を裏づけるのは実質上、山崎正友弁護士(当時)の供述しかなかったからだ。弁護団はかなり苦労したのである。

その弁護団のなかで齋藤さんは、事務局長格をになった。私から見て齋藤さんは、熟慮型の弁護士で、そのぶんテキパキと事務処理をすることはあまり得手ではなかっただろう。齋藤さんはかなり苦労したのではないかと私は推測している。それでも齋藤さんはその任務を最後までやりとげた。この事件の勝利に大きく貢献したことは明らかだ。

1988年に宮本宅盗聴事件はすべて終了した。その後の私と齋藤さんの主な社交の場は、東弁の弁護士控室にある喫煙室となった。私がそこでタバコを喫っていると齋藤さんが入ってくる、私が入っていくと齋藤さんが居る、という具合だった。

齋藤さんはさまざまな思想上の悩みを抱えていたらしく、そんなことをボソボソと話したりした。最近では拉致被害者を支援する弁護団に加わって、その仕事の難しさなども話していた。

思想上の悩みについては、彼の話をお聴くために一席もうけたこともある。私なりに助言もしたが、彼の悩みを解決するにはいたらなかったようだ。

どんなきっかけでそんな話になったのかは思い出せないが、あるとき私が、槇村浩の詩集「間島パルチザンの歌」を評価すると、齋藤さんがたいへん共感してくれたことがあった。それほど広く読まれている詩集ではないので、意外にも感じ、印象に残った。

斎藤さんと小笠原さんの間の2人のご子息は、いずれも大学生で、葬儀でお会いしたが、立派に育っている。斎藤さんも満足であったろう。

無神論者の私は、墓の前で泣くつもりもないし、そうかといって斎藤さんが「千の風」になっているとも信じかねる。ただ、彼の穏やかでやさしい笑顔を忘れることができない。斎藤さんの笑顔を忘れないこと。それが私にできるただひとつの手向けであるだろう。

斎藤さん、さようなら。

1 2月幹事会報告 2007年12月19日 参加者16名

1 葛飾事件控訴審判決について

・原審では、当該住居の性質について精緻に事実認定を行い、無罪とした。ところが、控訴審では、極めて形式的な判断を行った。本件では、未決勾留日数を金銭換算すると、実際に罰金納付の必要はないこととなった。控訴審は、実害はなければ、有罪として構わないのではないかという姿勢が見えた。

・証拠調べも、検察側が請求した、マンションの設計士を取り調べたのみ（内容も極めて乏しいものだった）で、弁護側の証人は採用されなかった。

・控訴審判決は、憲法に対して極めて鈍感である。極めて重要な言論・表現の自由の価値を、財産権に劣位するかのごとき解釈をした、非常に恐ろしい判決である。言論表現の自由を、他の権利と比較衡量する手法では、言論表現の自由が死んでしまう。メディアもこぞって厳しい評価をしていると思う。この判決を孤立化させる運動が必要である。

・学会の批判を集中させることが必要。刑法学者、憲法学者に対するキャンペーンも考えられる。表現の自由を守る国民的動きを起こすことも必要。

・堀越事件、世田谷事件、立川テント村も含めた、表現の自由を守るシンポジウムを開き、それを取材してもらうことも考えられる。その際に、マスコミ関係者をパネリストに招くこともあり得る。

・今後、この判決を契機にピラマキに対する萎縮的效果が生じるのではないかと危惧される。

・堀越事件については来年2月、3月、5月の3回期日が決定した。

世田谷事件4月論告、5月～6月弁論を裁判所が打診。世田谷事件については、住居侵入で逮捕して、国公法で起訴されている。

2 35周年記念行事

- ・リレートークについては、パネリストに堤未果氏 伊藤真氏 伊藤和巳氏 児玉洋介氏が決定。目に見えるもの、例えばチラシ（A4）、ポスター（A3）を準備するとの提案が出された。
- ・レセプションは如水会館で立食形式で行う。プログラムの準備、ゲストの人選に関しては追って検討。
- ・パンフレットの文章の表現の統一性を図る。
- ・特別報告集 各事務所に依頼済。個人向けにも依頼する。
- ・団東京支部35周年記念、韓国最新情勢の現地視察（3月3～5日ソウル）。ハンナラ党への政権交代があり、10年続いた革新系政権が終焉、これを受けて、韓国の状況に関し民弁との交流、情報交換、戦跡巡りをしたい。追って、参加者を募る文章を作成する。

3 改憲問題

- ・国会は1月15日まで延長。参院は議決しない、または1月11日頃否決。これを受けて衆院で再議決の見込み。この状況下で参院で問責決議という予測がなされるが実際はどうなるか。
- ・国民年金に関する公約破り問題に端を発する支持率の急降下、新テロ特措法については反対意見が上回るという情勢下、与党は解散したらさらなる敗北が予想される。新特措法強行、問責決議で解散、与党敗北したら新特措法が廃止され、海自は再び戻ってこざるを得なくなるが、このような恥をさらすわけにはいかない。また、構造改革を強化する予算を総選挙の結果によって組み直すことになるのは避けたい。
- ・解散はサミット後で、与党は夏までに人気回復を図るだろう。他方、野党は選挙対策をはじめている。
- ・2月9日1時から共同センター、憲法会議、団支部等の主催の学習講演会。前半は水島朝穂先生（恒久派兵法）、後半は渡辺治先生（今後の憲法運動）の講演。

4 教育

- ・12月13日、都教組の滝沢先生をお招きして懇談会を行った。東京独自の学力テストが教育をゆがめており、その全国への拡大を防ぐ必要がある。

5 派遣法学習会（講師 鷲見賢一郎団員）

格差社会の中、派遣法の改正問題、偽装請負が問題化している。どうやって正規雇用を確保するか。

<派遣法は難しい>

派遣法は難しい。派遣法は何回も改正され、込み入った内容となっている。労基法、安全衛生法等の準用があり、誰に責任を負わせるか、非常に難解である。

身近なところで、派遣法はどういったところで絡んでくるのか。

私の経験では、JMIU労組の事件の関係で、偽装請負の問題が出てくる。事務労働者（女性が多い）では、直接雇用を勝ち取っている。専門26業務では、期間制限がないが、実質一般業が1割を超えると直接雇用義務。派遣労働者は派遣先で孤立しているから、セクハラ等の被害を受けやすい。身近な問題も多いと見るべきではないか。

今、団本部で、派遣法中心のパンフを計画している。

<ワーキングプアと非正規雇用>

ワーキングプアは近年増大。今、労働者は5100万、非正規が1700万、5年で700万人増えた。非正規労働者のほとんどが2~300万の低所得に苦しんでいる。

年収200万以下の人が1000万人を超えるようになった。今、企業の収益は、偽装請負などの上に成り立っている。首切り自由。賃金半分の労働者を10年来使っている。

07年から、労働法制改悪の総仕上げをしようと思論んでいる。労働法制から、保護的部分をゼロにする。しかし、ホワイトカラーエグゼンプションの法案提出はできなかった。このことは、財界にとってダメージとなったと思われる。世論を味方につけるべくワークライフバランスなどと提唱されているが、要は細切れ雇用にはかならない。賃金は低い方に合わせる。世論の気持ちを捉えることが重要。

<常用代替は許されない>

常用代替は許されないという原則。専門26業務以外は、1~3年の期間制限。そこで首を切るのではなく、そこで正規雇用される義務があるという意味に解釈すべし。

直接雇用を勝ち取る方法・05年、光洋シーリング事件、派遣先の課長が面接まで行っていた。派遣先との直接雇用の実態が伺われた。厚労省労働局に申告して助言を勝ち取る方向でまず進めた。厚労省のいうには、通知がないから派遣法の適用がないという。最後は県を仲介して、JMIUと光洋シーリングとの交渉で、直接雇用を勝ち取った。

申入がなかったときの民事上の効力。（共産党は、みなし規定を入れるよう提案）

<派遣先・派遣元との関係>

製造は偽装請負、事務は専門業種逃れが多い。

基本的な条件は、派遣元との合意による。1000名の労働者を抱えていたら、派遣先に関係なく、そこでの協定が適用される。36協定違反の刑罰は派遣先が受ける。年次有給休暇も、派遣元に請求。ある会社に100名派遣するなら、あらかじめ5名程度の余剰を出すべく要員状況を考えるべき。派遣先は拒否できない。

労災保険は派遣元、ただ、派遣先の安全配慮義務違反がある場合、派遣先に損害賠償請求ができる。さらに、派遣元がそれを知りながら放置した実態がある場合、派遣元にも請求できる。

<期間途中で契約を解除された場合>

派遣契約には期間があるか、期間を定めない条件となるはず、中途解除されたら、民法理論によれば、やむを得ざる理由がない場合以外は解雇できない。中途解除は理由にならない。派遣元が派遣先に損害賠償請求。

やむを得ざる場合はどうか。この場合にも、その責任を無条件に労働者に負わせるこ

とはできないのではないか。

派遣先の都合で、期間内に辞めて下さいと言われた場合、“私を解雇するのはおかしい”と派遣元に言う。他の適切な派遣先を探してもらおう。派遣元責任者と派遣先責任者に苦情を申し立てできる。

派遣型労働者のほとんどが登録型。常用型は保険の関係等、正規と同じ。

<一人で相談に来た場合、どうやって対応する？>

労働局に申告して、是正命令を出してもらおう。

製造の場合、雇用が保障されるような適切な措置を取る。

実際は組合の力が重要。



日誌 12/15 ~ 1/15

- 12月19日 東京支部幹事会 / 「葛飾ビラ配布弾圧事件の不当判決に抗議する」声明
- 20日 自由法曹団事務局会議 / 教育連絡会 12月世話人会議 / 憲法東京共同センター
- 21日 国民救援会東京都本部常任委員会
- 1月 8日 自由法曹団司法・警察問題委員会 / 社会保険庁問題プロジェクト会議 / 自由法曹団・MIC・JCJ・マスコミ関連9条の会・出版労連国会要請
- 9日 「憲法審査会の始動は許されない」声明 / 自由法曹団9条世界会議推進会議 / 憲法東京共同センター新宿東口宣伝行動
- 10日 自由法曹団将来問題委員会 / 自由法曹団事務局会議 / 自由法曹団労働問題委員会 / 昼休みデモ（日比谷公園霞門 国会） / 東京憲法会議幹事会
- 11日 東京支部事務局会議 / 4団体国会要請 / 自由法曹団少年法 PT / 自由法曹団改憲阻止対策本部

ありがとうございました

東京大気汚染公害裁判弁護団（団長 鶴見祐策団員）のみなさまより、解決カンパをいただきました。ありがとうございました。

ご連絡

斎藤健児団員が12月16日、かねてから病氣療養中のところご逝去されました。謹んでご冥福をお祈り致します。